

みはまーれの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月26日

美浜町長 八 谷 充 則

美浜町規則第15号

みはまーれの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

みはまーれの設置及び管理に関する条例施行規則(令和7年美浜町規則第37号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 みはまーれ(第3条-<del>第11条</del>)</p> <p>第3章 子育て支援センター(<del>第12条-第17条</del>)</p> <p>第4章 雑則(<del>第18条・第19条</del>)</p> <p>附則</p> <p><u>(使用登録)</u></p> <p><u>第6条 みはまーれの使用許可を受けようとする者は、あらかじめ使用登録届出書を提出しなければならない。</u></p> <p>(使用の申請及び許可等)</p> <p><u>第7条</u> [略]</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条-第2条)</p> <p>第2章 みはまーれ(第3条-<del>第10条</del>)</p> <p>第3章 子育て支援センター(<del>第11条-第16条</del>)</p> <p>第4章 雑則(<del>第17条-第18条</del>)</p> <p>附則</p> <p>[新設]</p> <p>(使用の申請及び許可等)</p> <p><u>第6条</u> [略]</p>

(申請の不許可)

**第8条** 〔略〕

(使用許可の基準)

**第9条** 〔略〕

(使用料の還付)

**第10条** 〔略〕

(使用についての遵守事項)

**第11条** 〔略〕

(開館時間及び休館日)

**第12条** 〔略〕

(事業)

**第13条** 〔略〕

(利用料等)

**第14条** 〔略〕

(職員の設置)

**第15条** 支援センターに次の職員を置く。

(1) **館長**

(2) 〔略〕

(職員の職務)

**第16条** 職員の職務は、次のとおりとする。

(申請の不許可)

**第7条** 〔略〕

(使用許可の基準)

**第8条** 〔略〕

(使用料の還付)

**第9条** 〔略〕

(使用についての遵守事項)

**第10条** 〔略〕

(開館時間及び休館日)

**第11条** 〔略〕

(事業)

**第12条** 〔略〕

(利用料等)

**第13条** 〔略〕

(職員の設置)

**第14条** 支援センターに次の職員を置く。

(1) **所長**

(2) 〔略〕

(職員の職務)

**第15条** 職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) **館長**は、町長の指示を受け、支援センターの維持管理を行う。
- (2) 保育士及び幼稚園教諭等は、**第13条第1項各号**に掲げる事業を行う。

(利用者)

**第17条** [略]

(利用状況)

**第18条** 第3条第1号及び第15条第1号に規定する館長は、各施設の月ごとの利用状況を取りまとめて保管するものとする。

(委任)

**第19条** [略]

様式第1(**第7条**関係)

[略]

様式第2(**第7条**関係)

[略]

様式第3(**第7条**関係)

[略]

様式第4(**第7条**関係)

[略]

様式第5(**第8条**関係)

[略]

- (1) **所長**は、町長の指示を受け、支援センターの維持管理を行う。
- (2) 保育士及び幼稚園教諭等は、**第12条第1項各号**に掲げる事業を行う。

(利用者)

**第16条** [略]

(利用状況)

**第17条** 館長は、月ごとの利用状況を取りまとめて保管するものとする。

(委任)

**第18条** [略]

様式第1(**第6条**関係)

[略]

様式第2(**第6条**関係)

[略]

様式第3(**第6条**関係)

[略]

様式第4(**第6条**関係)

[略]

様式第5(**第7条**関係)

[略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。